

広島県告示第百三十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定によつて、次のとおり監督処分を行った。

平成二十五年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十五年二月十五日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

ハウスジャパン株式会社一級建築士事務所

広島市安佐南区祇園一丁目八番一六号

2 開設者の名称及び代表者の氏名

ハウスジャパン株式会社

山中 毅

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録一二（二）第四三〇一号

三 監督処分の内容

建築士事務所の登録取消

四 監督処分の原因となつた事実

ハウスジャパン株式会社一級建築士事務所の開設者であるハウスジャパン株式会社の役員に禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年経過しない者がいるため。

このことは、建築士法第二十六条第一項第二号に該当する。